

教育委員会6月定例会会議録

1. 日 時 令和2年6月23日(火)午後4時00分～
2. 場 所 土浦市立学校給食センター(2F) 研修室
3. 出席委員 教育長 井坂 隆
職務代理者 今野登喜子
委 員 松延芳子
委 員 鈴木敏之
委 員 長沼早苗
4. 委員以外の出席者
教育部長 羽生元幸 参 事 菊地正和
教育総務課 藤井 徹 学務課 田中裕之
文化生涯学習課 中澤達也 スポーツ振興課 根本卓也
指導課 中山 弘 図書館 大貫三千夫
博物館 木塚久仁子 上高津貝塚 黒澤春彦
第1学校給食センター 寺崎敏彦 第2学校給食センター 多田 宏
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第11号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (学務課)
議案第12号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について (文化生涯学習課)
議案第13号 土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会委員の委嘱について (文化生涯学習課)
議案第14号 土浦市図書館協議会委員の任命について (図書館)
議案第15号 土浦市立学校管理規則の一部改正について (指導課)
 - (2) 協 議
① 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について(案) (教育総務課) (非公開)
 - (3) 報 告
① 令和2年第2回土浦市議会定例会一般質問について (学務課・指導課)
② 土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱について (文化生涯学習課)
③ 土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会委員の委嘱について (文化生涯学習課)
④ 令和2年度土浦市立幼稚園、小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について (指導課)
 - (4) そ の 他
① 夏のファミリーミュージアムの開催について (博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

- 教 育 長 定刻になりましたので、6月の定例教育委員会を開催いたします。傍聴はございませんので、次第どおりということで、まず、教育長報告事項をお願いします。
- 教育総務課 ————— 5月22日以降の行事について報告 —————
- 教 育 長 ありがとうございます。学校が6月8日から再開しましたが、その前に県南教育事務所の所課長訪問がありました。これは、県南地区の250校くらいを所長が全部回るものです。土浦市は23校を見て回りました。ただ、今年は子どもたちがいない中で所課長訪問ということとなり、子どもたちではなく、先生方の様子がよく分かるというものでした。この後11月くらいまで、県南全部の学校を県南教育事務所の所長が回っていくということとなります。
- あと、6月は定例の市議会がございました。6月19日の市民体育祭についての打合せですが、今年の市民体育祭は、8つの地区すべてで開催しないということとなりました。
- 行事報告は以上となりますが、何かご意見等はございますでしょうか。
- それでは、議案に移ります。議案第11号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について、学務課をお願いします。
- 学 務 課 定例会資料の4ページをお願いいたします。
- 土浦市教育支援委員会委員の委嘱についてでございますが、教育支援委員会につきましては、教育委員会の諮問に応じて特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の適正な就学支援などの教育支援及びそのために必要な事項について調査審議することを任務としております。
- 資料の下部に記載させていただきました土浦市教育支援委員会条例第3条の規定に基づきまして、令和元年7月1日から2年間の任期で委員の方々に委嘱をしておりますが、人事異動や役員改選等により、※印の6名の委員の方が変更となるものでございます。
- 説明は以上でございます。
- 教 育 長 ただいま説明ございました6名の委員の変更ということでございます。ご意見等ございますか。よろしいですか。
- 続きまして、議案第12号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について、文化生涯学習課をお願いします。
- 文化生涯学習課 議案第12号 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。
- 定例会資料の8ページをお願いいたします。
- 土浦市公民館運営審議会は、公民館事業の円滑な運営を図るため設置されているものでして、委員につきましては、土浦市立公民館条例第4条により、任期が2年と定められております。同委員の任期が令和2年5月31日をもって満了となることから土浦市立公民館条例第4条の規定に基づき、以下の表のとおり委員を委嘱するものです。
- 表中の氏名の頭に※印のある12名の委員が新たに委嘱する委員でございます。
- 説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。8ページ、※印のついている12名が新しい委員ということで、委嘱するということでございます。

ご質問等はございますか。よろしいですか。

続きまして、議案第13号 土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会委員の委嘱について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課 議案第13号 土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

定例会資料の12ページをお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、資料の一部訂正をお願いいたします。説明文の1行目中ほど、運営委員会要項第3条とありますが、第4条の間違いでございます。数字の「3」を「4」に訂正願います。大変申し訳ございませんでした。

改めてご説明申し上げます。

土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会は、子供教室事業の運営方法などを検討するため設置されているものでして、委員につきましては、土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会要項第4条により任期が2年と定められ、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの任期となっておりますが、選出区分の一部の委員に変更があったものでございます。

変更となった委員は、選出区分の1番目、土浦市小中学校PTA連絡協議会の代表者で鈴木 豊さん、土浦市小中学校PTA連絡協議会長となります。

なお、任期につきましては、前任者の在任期間となります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。12ページの下から2行目、齋藤晴美さんは、これは協議会の会長でしたよね、「長」が抜けています。元土浦市小中学校PTA連絡協議会長です。

文化生涯学習課 申し訳ございません。以前にもご指摘あったことと思います。

松 延 委 員 正式には、協議「会長」ではなく、協議「会」会長になります。

教 育 長 協議会長じゃなくて、協議会会長。そうすると、鈴木さんもそうですね。鈴木 豊さん。

松 延 委 員 そうです。

教 育 長 協議会長じゃなくて、協議会会長に訂正してください。

文化生涯学習課 はい。

教 育 長 よろしいでしょうか。

続きまして、議案第14号 土浦市図書館協議会委員の任命について、図書館お願いします。

図 書 館 資料の16ページをお願いいたします。

土浦市図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。

土浦市図書館協議会委員は、資料の下段、参考のところに記載させていただきましたとおり、図書館の運営に関しまして館長の諮問機関、また図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を頂く機関として設置させていただいております。

同委員の任期につきまして、本年6月30日をもちまして2年の任期が満了となりま

すことから、図書館法第 14 条及び土浦市図書館条例第 7 条の規定に基づきまして、下表の記載のとおり任命をするものです。

氏名欄の名字の頭に※印を振ってありますが、今回新規に任命していただく委員で計 10 名の委員になります。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長

ありがとうございます。※印が新しい方ということで、10 名ということでございます。

ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

指 導 課

それでは、議案第 15 号 土浦市立学校管理規則の一部改正について、お願いします。

議案第15号 土浦市立学校管理規則の一部改正につきまして、資料の20ページをご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の授業日数を確保するために、学校管理規則の一部を改正するものでございます。

3月初めから約3カ月間、臨時休業となりまして、夏休み、冬休み等に授業日を設定することにより、学習指導要領に定めております年間35週、約1,015時間の授業時数が確保できる見込みとなっております。

改正の内容でございますが、以下の分を令和2年度における授業日及び学期の特例として定めていきたいと思ひます。

夏季休業日でございますが、令和2年8月8日から令和2年8月23日までとする。

通常は7月21日から8月31日までとなっております。

冬季休業日におきましては、令和2年12月26日から令和3年1月5日までとする。

通常は12月25日から翌年1月7日まででございます。

創立記念日と、いばらき県民の日は授業日といたします。

(4) 番の学期の改正についてでございますが、夏休みが変更となることから、第1学期を4月1日から8月7日まで、そして第2学期を8月8日から12月31日までと変更させていただきます。学期につきましては、通常は、第1学期は4月1日から7月31日まで、第2学期は8月1日から12月31日までとなっております。

詳細につきましては、別添の案文及び新旧対照表をご参照いただきたいと思ひます。施行日につきましては、6月1日より適用させていただきますと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の対策で夏休みを短くするという事です。

夏休みをなぜ3週間短くするのかというと、6月8日から数えると、3月31日まで32週ありますが、文科省の授業は35週やれば授業の単位は認められるということで、35引く32で3週足りないの、足りない分を夏休みに持って行って、授業時数を確保するという事でございます。

ただ、夏は暑いから休むのに、暑いのに授業をするということについては、かなり多くの方からご意見等頂いておりますが、文科省が授業時数をカットするという方針を出しておらず、あくまでも授業をやるという方向ですので、その方向に従った対応でございます。

そして、今、気がついたんですけれども、夏季休業というのは、先生は休業ではありませんよね。休業というのは夏季の生徒休業日のことで大丈夫ですか。

指 導 課
教 育 長

はい。

夏季休業というのは生徒が休むので、先生方は出勤日ですから、その辺確認して、もし必要であれば直すということで、よろしいですか。

では、それについて確かめておいてください。

指 導 課
教 育 長

わかりました。

それでは、以上で議案が終わりましたので、続いて協議事項でございます。

次第の4番、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について（案）を教育総務課お願いします。

【協議事項①「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について（案）」を協議】（非公開）

教 育 長

続きまして、報告事項に進みます。

令和2年度第2回土浦市議会定例会一般質問について、お願いします。

指 導 課

それでは、別冊資料2、令和2年第2回土浦市議会定例会一般質問についての冊子をご覧くださいと思います。

まず、2ページをご覧くださいと思います。

1番、福田一夫議員から質問を頂いた件でございます。新型コロナ問題と教育行政について。（1）長期休業明けの児童生徒の心と体のケアについて伺います。（2）教育空白期間の学習の遅れをどう埋めるのかを伺いますということでございます。

答弁の内容を読ませていただきます。

学校再開後は、児童生徒との面談や健康観察などにより、心と体の状態を把握します。気になる児童生徒の情報を全職員で共有し、学校全体で対応します。

また、カウンセリングなどの支援が必要な児童生徒に対しては、心の教室相談員やスクールカウンセラーを活用し、心のケアに努めます。

さらに、体育や部活動においては、身体に過度な負担がかからないようにしたり、けがの防止に配慮したりしながら運動のレベルを徐々に上げていきます。

学習の遅れを取り戻すために、夏休みを16日間に短縮したり、学校行事を見直したりして、授業時数の確保に努めます。

また、ICT機器を積極的に活用して、子どもたちがより興味を持って学習に取り組めるように工夫します。

さらに、詰め込み学習にならないように配慮したり、学習内容が定着しているか確認したりして、必要に応じて個別支援や補充学習等を取り入れます。

概要につきましては、以上でございます。

一般質問の要旨につきましては6ページ、答弁書につきましては7ページからをご覧くださいと思います。

続きまして、3ページをご覧ください。

2番、田子優奈議員からのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症対策、学校教育についてということで、（１）３月の全国一斉休業から３カ月の間、子どもたちの学ぶ権利は保障されたといえるか、というご質問を頂きました。

答弁の概要について読ませていただきます。

臨時休業中に土浦市教育委員会や市内学校は、学習指導に関する対策として、以下の３点を実施しました。

一つ目は、家庭学習の充実として、学校が独自に作成した学習課題を各家庭に配付しました。

二つ目は、児童生徒の学習状況の随時把握として、電話連絡や家庭訪問などを行い、学習の進捗状況や悩みを聞き取り、適切なアドバイスを行うなど、一人一人の子供に寄り添いながら支援を行いました。

三つ目は、ＩＣＴの最大限の活用として、令和元年度までに、市内全ての小中義務教育学校に市販の学習ソフトを導入するとともに「いばらきオンラインスタディ」という県教育委員会が作成した授業動画を視聴するなど、児童生徒は家庭においてもＩＣＴを活用した学習を行いました。

ＩＣＴを使えない家庭のことを考えて、ワークシートやドリルなどの紙媒体を基本として児童生徒の学びの保障に努めてきたところですが、臨時休業中の学習課題については、各学校でしっかりと学習内容の定着度を確認し、今後も子どもたちの学習を支援します。

一般質問の要旨につきましては14ページ、そして答弁書につきましては15ページからご覧いただきたいと思っております。

4ページをお願いします。

田子議員の２番目の質問の（２）感染拡大の第２波、第３波に備え、家庭でも学習に取り組めるよう、オンライン授業に必要な資機材等を貸与する。家庭のインターネット環境を整える支援をするなどが早期に必要なと考えるがどうか。

（３）保護者が納付済みの給食費を返還すべきと考えるがどうかについて、答弁書の概要を読み上げさせていただきます。

（２）新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学校の臨時休業が長期化した中、ご家庭でのオンライン学習や先生と生徒が双方向からつながる遠隔授業など、ＩＣＴを活用した新たな取組が必要とされている。本市としましても、今回の学校の臨時休業期間中における児童生徒の学習環境を保障するため、オンライン授業の必要性については十分認識している。

このため、オンライン授業に対する教職員など学校現場の意見やデメリット等を整理し、調査研究を進めるとともに、各家庭にはアンケート調査などを用いて、オンライン授業に対する考えやご自宅のＩＣＴ機器等の保有状況の把握に努めていく。今後、学校の臨時休業期間においても、常に児童生徒に最先端の学習環境が保障できるよう、ＩＣＴを活用したオンライン授業に必要な環境整備について検討していきたい。

（３）学校が保護者からお預かりしている給食費の口座から引き落としを止めるには、1カ月から2カ月前に手続をする必要があり、休校の決定が段階的に延長され

学 務 課

ていく中で、引き落としを止めることは現実的に困難であった。
返還の事務作業は煩雑かつ膨大で、さらに、振込みの場合は振込手数料が必要となる。一方、現金で返還する場合は、保護者が学校まで取りに来ることで負担になることや、平成 31 年 4 月 1 日付で茨城県教育委員会から、学校における徴収金の収納及び支出は、原則として現金による処理を行わないと示されている。
また、返還作業は、金融機関の処理を含めると、相当な期間がかかることが予想されるため、教育委員会、学校長及び学校事務職員の代表で、既に引き落としをした 4・5 月分の給食費の取扱いについて協議した結果、本市では 6・7 月分を無料化したことから、9 月以降に充当することを基本として学校と調整してまいりたい。
詳細につきましては、10 ページ以降に答弁書、質問の要旨が記載されてございます。以上でございます。

指 導 課

続きまして、指導課からでございます。

4 番、勝田達也議員から頂いた質問でございます。

新型コロナウイルスが市内小中学校及び義務教育学校に及ぼした影響とその対策についてということで、(1) 自宅待機中の各学校の学習指導内容について、(2) 各種イベント、大会の予定及び行われなかったことに対する児童生徒へのケアについて、そして(3) 良質で安全な教育を提供していくことは義務と考えますが、学校再開後、例年より限られた時間の中でそれを行っていくことは大変かと思いますが、考えを伺いたいというご質問を頂きました。

答弁の概要を読ませていただきます。

自宅待機中の各学校の学習指導内容については、植物の観察やマスクの製作など、教職員が工夫を凝らした学習課題や、教科書を見ながら 1 人で学習が進められるような学習プリントを独自に作成し、各家庭に配付しました。児童生徒は各家庭でこれらの学習課題に取り組みました。

また、教職員は、電話連絡や家庭訪問により、学習のアドバイスなどを行いました。次に、イベントや大会の予定については、安全面について十分な検討を行い、開催が難しいと判断した場合は中止します。中止によりストレスや不安を抱える児童生徒に対しては、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどによる相談体制を強化し、面談を行ったり保護者と連携したりして、心のケアに努めます。

また、中止した学校行事に代わるイベントも検討します。

良質で安全な教育の提供については、授業時数を確保したり、ICT を積極的に活用したりして、児童生徒がより興味を持って学習に取り組み、充実した学校生活を送れるようにします。

各学校は、教育委員会が作成した学校再開に向けたガイドラインを活用するなど、感染拡大防止の対策を取りながら、学校再開後の安全な教育活動を充実させます。
詳細につきましては、一般質問の要旨が 29 ページ、答弁書は 30 ページからございますので、ご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。議会もコロナ関係で質問数、質問者も減らしての一般質問でした。

何かご質問はございますでしょうか。

現在のコロナ関係の状況は誰も経験したことの無いことで、ずっとさかのぼって見たら、前にも言ったかと思いますが、明治5年に日本の学校令ができて150年間で初めてのことだと思います。過去には第一次世界大戦、日清戦争や関東大震災、また、大不況や第二次世界大戦、原爆が落ちたりとか、東日本大震災があったりしましたが、全国規模でのことは初めてで、対応はそれぞれの都道府県ごとに手探りという状況です。幸い土浦市では、今のところ、6月8日に学校が再開してから特に大きなトラブルは起きていません。ただ、保護者の中には子どもを学校に行かせることに危機感を持って、行かせたくないという方が数名いるんですよ。

指 導 課

はい。

教 育 長

数名のレベルですよ。

指 導 課

数名です。ちなみに、昨日のデータで申しますと、小学生が7名、中学生が1名、コロナ不安で欠席しております。

今 野 委 員

そういう保護者に対する対応は、教育委員会としてはどのようにされるんですか。まず保護者の方の不安を取り除いてもらうために、各学校で丁寧に保護者のほうに説明していただきまして、学校の安全性について理解をいただくという形で、各学校のほうには指導をしております。

指 導 課

今 野 委 員

その結果、「じゃあ、登校させます」という形には、保護者はなるんですか。まだ学校は始まったばかりですけども。

指 導 課

少しずつコロナ不安での欠席の児童生徒は減っておりますので、効果というか、理解は得られているのかなと感じております。

教 育 長

児童生徒が1万人ちょっといる中で五、六名ということは、全体の0.01%のレベルですし、コロナ以外でも学校に行かせたくないという保護者はこれまでもいらっしゃいます。各学校にて先生方に具体的事例の一つ一つ丁寧に対応していただいているということで、ある小学校では学校に来ていただいているとか、あるいは逆に、親のほうでPCR検査を自分でやらせるということで、PCR検査というのは親がやりたいと思ってもできるものではないので、いろいろとあたふたした件がございました。親としては気になる部分ではあるかと思いますが、一つ一つ丁寧に対応するというので、教育委員会では対応しております。

一般質問については、よろしいでしょうか。

それでは、5番の(2)土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱について、文化生涯学習課をお願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の25ページとなりますが、一部資料の訂正がございまして、委員の皆様には本日、机の上に差し替え資料を置かせていただきましたので、そちらのほうをご覧ください。大変申し訳ございません。

報告の(2)土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

さきの5月定例会におきまして、土浦市保幼小連携協議会設置要綱の制定については、書面審議を行い、議決をいただいたところでございます。

この土浦市保幼小連携協議会は、幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、

課題などについての認識を共有し課題解決を図るための協議の場として設置されたものでして、当協議会の委員は、土浦市保幼小連携協議会設置要綱の第3条の規定に基づき、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間の任期で、以下の表のとおり13名の委員を委嘱するものでございます。

なお、今回の委員の委嘱につきまして報告という形を取らせていただいておりますのは、他の審議会のように教育委員会の附属機関として設置されている機関ではないため、事務委任規則におきまして教育長に事務委任されている事項であり、要綱においても教育長が委嘱するものとなっておりますことから、議案ではなく、報告とさせていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。ただいまの件について、よろしいでしょうか。

続きまして、(3)土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会委員の委嘱について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

報告の(3)土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

定例会資料の26ページをお願いいたします。

土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会は、市民ギャラリーにおける美術品などの寄贈、寄託、購入などについて、教育長の諮問に応じて、美術品の評価・選定に関する調査研究を行い、適正な美術品収集を図ることを目的として設置しているものでして、委員につきましては、土浦市民ギャラリー美術品収集要綱第7条第1項により任期が2年と定められております。同委員会の任期が令和2年6月30日をもって満了となることから、同要綱第6条第1項の規定に基づき、以下の表のとおり委嘱するものです。

委嘱する委員につきましては、美術に関する学術的な専門知識を要することから、県内でも著名な3名の方に再任をお願いするものです。任期につきましては、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間でございます。

なお、本件につきましても、さきの土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱と同様に教育長に事務委任されている事項であることから、報告とさせていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

市民ギャラリーの美術品収集検討委員会の委員の委嘱について説明がありました。

ご質問ございませんか。よろしいですか。

続きまして、(4)令和2年度土浦市立幼稚園、小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について、指導課お願いします。

指 導 課

令和2年度土浦市立幼稚園、小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定につきましてご説明いたします。

趣旨でございますが、教職員の長時間労働が全国的な問題となっていることから、学校の教育力をより一層高めて教育改革への対応を進めるため、教職員の働き方改革を進める必要があります。その取組の一つとしまして、以下のとおり、市内全ての公立幼稚園、小中学校、義務教育学校におきまして学校閉庁日を設けることといたし

ます。

期間につきましては、令和2年8月12日水曜日から14日金曜日までの3日間、令和2年8月17日の月曜日と18日の火曜日の2日間、そして12月28日月曜日、そして令和3年1月4日月曜日ということで、合計7日間設定したいと思います。

学校閉庁日の内容につきましては、日直は置かないということ。そして、市や学校、学区主催の行事や研修会を行わない、部活動は原則として行わないということでございます。

学校閉庁日における緊急時の連絡体制につきましては、教育委員会の指導課で対応し、各学校の管理職に緊急の連絡をするという方法を取らせていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長
指 導 課
教 育 長

学校閉庁日、今年で2年目でしたよね。

3年目になります。

今年、夏休みはコロナの関係でいろいろありますけれども、この7日間は学校を閉じるということとし、先生方の働き方改革の一環ということで進めております。

よろしいでしょうか。

それでは、次第6番のその他、夏のファミリーミュージアムの開催について、博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場お願いします。

上高津貝塚

夏のファミリーミュージアムについてご説明いたします。

定例会資料28ページをお願いいたします。

博物館・上高津貝塚では、7月23日「海の日」から8月23日の期間、夏のファミリーミュージアムを開催いたします。例年、夏休みファミリーミュージアムとして体験講座を中心に実施していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、講座を全て中止し、会期も短縮しております。そのため、タイトルも夏のファミリーミュージアムとしました。

今回の企画ですが、博物館では、収蔵品展「先人たちのうでくらべ」を開催いたします。例年行っておりました夏季展示のワンポイント解説会は、オンライン展示解説「おうちミュージアム」として土浦市公式YouTubeにて配信いたします。

また、市民から寄せられたアジア・太平洋戦争体験談や思い出を紹介するパネル展示「戦争の記憶を語る」も実施いたします。

上高津貝塚では、3月より開催していたテーマ展「地下にのこる土浦城」を子供向けに再構成して展示するとともに、この展示のオンライン展示解説会を土浦市公式YouTubeで配信いたします。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

これで予定していた議題は以上となりますが、その他、追加ございますか。

それでは次回の定例会についてお願いします。

教育総務課

次回7月の定例会でございますが、第4火曜日が28日ですので、7月28日火曜日の16時からお願いしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

よろしいでしょうか。

それでは、以上で6月の定例会、長時間にわたり、ありがとうございました。